

高齢者の消費者トラブルを防ぎましょう

日中在宅していることの多い高齢者等が、電話勧誘販売や訪問販売をきっかけとした消費者トラブルに巻き込まれるケースが増えています。

～困った勧誘があった場合の対応ポイント～

いらないもの・必要のないものは、はっきり断りましょう!

電話勧誘販売を受けたら

- 必要のない電話勧誘は、すぐに切るようにしましょう。
- あいまいな返事はしない。
- しつこい電話勧誘販売で困ったときは、そばに誰かがいれば電話をかわってもらいましょう。
- 番号非通知の電話であれば拒否するようにしましょう。



訪問販売があったら

- できるだけ家の中に入れない。
インターホン越しに対応しましょう。
- すぐに契約をしない。(契約内容をしっかり確認し、見積書等をもらい納得してから契約しましょう。)
- 多額の現金を手元に置かない。
- 販売業者の訪問が繰り返されるときは、複数人で対応しましょう。
- 玄関に『訪問勧誘お断り!』ステッカーを貼るなどして、不必要な勧誘は拒否しましょう。

何かおかしい・怪しいと感じたら、
一人で悩まないで、
まわりに相談しましょう。

奈良県消費生活センター

奈良市三条本町8番1号 シルクシア奈良2階

☎0742-36-0931 (相談ダイヤル)

奈良県消費生活センター中南和相談所

大和高田市片塩町12番5号 コスモスプラザ3階

☎0745-22-0931 (相談ダイヤル)

訪問販売、訪問購入(買取り)といった訪問による勧誘を

お訪問勧誘お断り!

拒否します

勧誘を目的とした訪問の場合、直ちに立ち去ってください。

このステッカーを無視して勧誘を行った場合、奈良県消費生活条例違反となります。

相談窓口 消費者ホットライン ☎188

奈良県・奈良県消費生活センター

困ったら相談!

困ったときや、心配な場合は消費生活相談窓口へ

消費者ホットライン ☎188 (局番なし) 最寄りの消費生活相談窓口をご案内します。

架空請求はがきは無視してください!

「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」などと書かれた架空請求はがきについての相談が急増しています。

もっともらしい法律用語を書いて裁判をイメージさせます。

総合消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。管理番号(●)●●● 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。尚、ご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの元、給料差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。

契約先、契約内容を明かさない。

連絡しないと「差し押さえ」するなど不安をあおります。

至急連絡させるよう期日を定め不安をあおります。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて受けかわっておりますので、職員までお問い合わせ下さい。

尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成●年●月●日

実際には存在しない機関の名称・住所を記載しています。

民事訴訟管理センター
国民訴訟管理センター
などの場合もあります。

法務省など公的機関を装っています。

法務省管轄支局 国民訴訟通達センター
東京都千代田区霞が関3丁目●番●号
取り下げ等のお問合せ窓口 03-●●●●-●●●●
受付時間 9:00～20:00(日、祝日除く)

- 「訴訟」や「差押え」、「裁判所」といった不安をあおる言葉を並べ、裁判の取下げには記載の連絡先に電話をするよう記載されています。
- 記載の電話番号に連絡してしまうと、相手は巧みに個人情報聞き出し、お金を請求されるなどの可能性があります。

このような「はがき」が届いたときは、記載の連絡先へは連絡しないで無視するか、消費生活センターへご相談ください。

奈良県消費生活センター

奈良市三条本町8番1号 シルクア奈良2階

☎0742-36-0931 (相談ダイヤル)

奈良県消費生活センター中南和相談所

大和高田市片塩町12番5号 コスモスプラザ3階

☎0745-22-0931 (相談ダイヤル)

困ったときや、心配な場合は消費生活相談窓口へ

消費者ホットライン ^{い や や} ☎188 (局番なし) 最寄りの消費生活相談窓口をご案内します。